限定承認公告

本籍京都府向日市上植野町妙峠四番地六、最後の住所京都府向日市上植野町妙峠四番地の六　被相続人　亡　菅野　叅剛

右被相続人は平成二十三年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年二月十四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十二日

京都府向日市上植野町妙峠四番地の六

相続財産管理人　菅野　照子

限定承認公告

本籍福岡県飯塚市伊岐須七七九番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙尾　寛

右被相続人は平成二十三年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十四年二月九日福岡家庭裁判所飯塚支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十二日

福岡県福岡市南区鶴田三丁目九番五〇号

限定承認者　髙尾ヤス子

株式交換公告

当社（甲）は、東北スチール株式会社（乙、仙台市宮城野区港一丁目五番一号）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十三年十二月二十七日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十四日

掲載頁　五十三頁（号外第一八四号）

平成二十四年二月二十二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

JFEスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

株式交換公告

当社（甲）は、ダイワスチール株式会社（乙、大阪市北区堂島一丁目六番二〇号）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十三年十二月二十七日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載頁　二二二頁（号外第一三六号）

平成二十四年二月二十二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

JFEスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を三億四千万円減少し十六億七千百万円として、発行済優先出資総口数四万二百二十口を一口に対して金五万円をもって三万三千四百二十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月二十六日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十四年二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京

共同会計事務所内

特定目的会社府中片町インベストメント

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三億四千万円減少し十六億七千百万円として、発行済優先出資総口数四万二百二十口を一口に対して金五万円をもって三万三千四百二十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は六千八百口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、三億四千万円です。効力発生日は平成二十四年三月二十六日であり、臨時社員総会の決議は平成二十四年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十九日

掲載頁　九十頁（号外第八十三号）

平成二十四年二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京

共同会計事務所内

特定目的会社府中片町インベストメント

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を七千万円減少し、百五億二千八百七十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年三月二十三日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十月七日

掲載頁　九十一頁（号外第二一八号）

平成二十四年二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、当社の発行する特定社債に係る支払債務の完済を停止条件として、優先資本金の額を金五十二億九千九百五十万円減少し、発行済優先出資総口数十万五千九百九十口（但し、A種優先出資について四万五千四百口、B種優先出資について六千五百九十口、C種優先出資について五万四千口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十日

掲載頁　一二〇頁（号外第八十四号）

平成二十四年二月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

310・2号特定目的会社

取締役　須貝　信

正誤

ページ	段	行	誤	正
二五一	上	一四	らない	ならない

（原稿誤り）

平成二十四年一月三十一日公布経済産業省・環境省令第一号（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ一段一六行目の「登録事項等証明書」の下に「の写し」を加える。

平成二十四年二月九日（号外第三十号）財務省告示第四十八号（国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示）

（印刷誤り）

七二	八ハ	国際市場	八ハ	国債市場

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十二日付第四〇号九　二十七日付参会第二号一六

六ページ●同日付政府調達第三五号二四ページ●一月　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）